

仮運転免許に関する事務の取扱いについて（例規通達）

平成14年 5月31日
本部（免許）第45号

[沿革] 平成17年10月本部（免許）第62号、19年5月第35号、21年6月第32号、28年3月本部（警務）第12号、29年3月本部（免許）第4号、30年1月第1号、令和7年8月第50号改正

仮運転免許証（以下「仮免許証」という。）の交付、拒否及び取消しに関する事務については、平成14年6月1日から下記のとおり取り扱うこととしたので、誤りのないようにされたい。

なお、仮免許等に関する事務の取扱いについて（平成元年3月30日付け本部（運免）第18号）は、廃止する。

記

1 仮免許証の交付に関する事務

(1) 仮免許証の交付者

仮運転免許（以下「仮免許」という。）の交付に関する事務は本部長に委任されていることから、仮免許証は本部長が交付する。

(2) 署で取り扱う事務

ア 担当責任者の指定

署長は、免許事務の適正を期するため、所属警察官のうちの警部補以上の階級にある者を仮免許事務担当責任者（以下「担当責任者」という。）に指定し、関係書類の点検及び交付事務を行わせるものとする。

イ 関係書類の点検

担当責任者は、指定自動車教習所（以下「教習所」という。）から送付された関係書類を厳格に点検するものとする。

ウ 仮免許証の交付

担当責任者は、イの関係書類に誤りのないことを確認したときは、署長の決裁を得て仮免許証用紙（教習所で所要事項を記載し、写真を貼付又は印刷したもの）に本部長の押出しスタンプ（本部長公印）を押印し、速やかに交付するものとする。

エ 仮免許証の返納

仮免許証の有効期間が経過したとき又は仮免許取得者に本免許証を交付するときは、仮免許証を返納させるものとする。

オ 返納仮免許証の保管及び廃棄

返納仮免許証については、運転免許証の保管等取扱い要領の制定について（平成元年3月30日付け本部（運免）第13号）により、確実に保管又は廃棄の措置をとり、事故防止に努めるものとする。

(3) 県本部で取り扱う事務

ア 担当責任者の指定

運転免許センター長は、所属職員の中の警部補以上の階級又は同相当職以上の職にある者を担当責任者に指定し、関係書類の点検及び交付事務を行わせるものとする。

イ 関係書類の点検

担当責任者は、教習所から送付された関係書類及び運転免許センター又は同支所で受け付けた関係書類を厳格に点検するものとする。

ウ 仮免許証の交付

仮免許証は、運転免許センター及び同支所ごとに、速やかに作成の上、交付するものとする。

エ 返納仮免許証の保管及び交付台帳の整理

担当責任者は、運転免許センター及び同支所ごとに仮免許証の保管整理を行うとともに、交付台帳を備え付け、その状況を明らかにしておくものとする。

オ 返納仮免許証の保管及び廃棄

返納仮免許証については、運転免許証の保管等取扱い要領の制定についてにより、確実に保管又は廃棄の措置をとり、事故防止に努めるものとする。

(4) 留意事項

ア 仮免許の申請

仮免許受験者が、仮免許を申請する場合には、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第17条に定める書類（住民票の写し等）及び写真（1枚）を添付して申請させるものとする。

イ 仮免許証番号

仮免許証の番号は、別表第1に定める交付（取扱）場所ごとのコード番号に暦年ごとの一連番号を付した6桁の番号とする。

2 仮免許の拒否及び取消しに関する事務

(1) 拒否及び取消し基準

拒否及び取消しの基準は、別表第2「仮運転免許の拒否・取消し基準」のとおりとする。

(2) 署、鉄道警察隊、交通指導課、交通機動隊及び高速道路交通警察隊（以下「署等」という。）で取り扱う事務

ア 取消し基準に該当する事案を認知（検挙）したときは、仮運転免許取消し事案発生速報（別記様式第1号）により速報（運転免許センター長経由）するものとする。

イ 拒否又は取消しが決定された事案については、被処分者に処分理由を告げ、弁明の機会を与え、仮運転免許拒否・取消し弁明書（別記様式第2号。以下「弁明書」という。）を作成しなければならない。

ウ 弁明書には、次の事項を弁明させておくものとする。

(ア) 違反（事故）又は病気に対する容認

(イ) 免許取得後、拒否又は保留されてもやむを得ない旨

エ 弁明を聴取した後、拒否処分者には仮運転免許拒否処分通知書（別記様式第3号。以下「拒否処分通知書」という。）を、取消し処分者には仮運転免許取消し処

分通知書（別記様式第4号。以下「取消し処分通知書」という。）を交付するものとする。

オ 拒否処分通知書又は取消し処分通知書を交付する際に、この処分に不服のあるときは、行政不服審査法の規定に基づく審査請求をすることができる旨を知らせなければならない。

カ 仮免許を取消したときは、返納書により仮免許証を返納させるものとする。

キ 仮免許の取消しに関する一連の記録は、仮免許取消し事案速報に保存するものとする。

(3) 県本部で取り扱う事務

ア 運転免許センター長は、仮免許試験に合格した者又は仮免許証の交付を受けている者が別表第2に定める仮免許の拒否・取消し基準に該当する疑いがあると認めるときは、個別聴取を行うものとする。

イ 運転免許センター長は、違反登録を必要とするものについては、警察庁電子計算組織に速やかに登録するものとする。

ウ 運転免許センター長は、拒否が決定したものにあっては本人に拒否処分通知書を交付するものとし、取消しが決定したものにあっては速やかに取消し手続が行われるよう署長等に通報するものとする。

エ 運転免許センター長は、他の都道府県に住所を有する者の違反については、処分県に出頭する日時、場所を確認した上、署長等に通報し、処分対象者に通知するものとする。